

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量

- (1) 特殊高速複写機賃貸借 2台
- (2) くすみ製本機賃貸借 1台

2 契約方式 随意契約

3 契約日 平成20年7月1日

4 契約の相手方の名称及び
所在地 富士ゼロックス株式会社山陰営業所
島根県松江市袖師町2-38-301

5 契約金額

- (1) 特殊高速複写機（2台分）

賃借料の月額は、次のいずれか高い額とする。

ア 次の表の左欄に掲げる枚数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める単価に、それぞれの区分における1か月の複写枚数（片面への複写を1枚とする。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額に、当該額の5パーセントに相当する額を加えた額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

複写枚数	片面1枚当たりの単価
1枚から200,000枚まで	3.40円
200,001枚から400,000枚まで	1.40円
400,001枚から700,000枚まで	1.05円
700,001枚以上	0.84円

イ 680,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- (2) くすみ製本機 月額134,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 随意契約による理由 特殊な技術に係る特定役務の調達をするものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第10条第1項第1号）

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部政策法務室
及び所在地 鳥取市東町一丁目220